

臨時記者会見

今後の新型コロナウイルス感染症対策 — 緊急事態宣言延長を踏まえて —

令和2年5月7日
飯田市

みなさんのこれまでのご協力に感謝！

- 飯田保健所管内で4月9日に感染が確認されて以来、当地域の感染者は**ゼロ**
- これまでに**5名の感染者**のうち3名が既に退院
- これまで、クラスター感染などが発生していないことは、多くの皆様のご協力によるもの

皆様のご協力に感謝申し上げます

みなさんのこれまでのご協力に感謝！

- 緊急事態宣言が**5月末まで延長**
- 感染をこれまでどおりくい止めるには、今が**正念場！**
- 引き続き、**県外との往来は避ける**などのご協力をお願いします

飯田市対策本部における“新たな目標”

- ① 感染拡大防止策の継続
- ② 安心を下支えする**医療体制の維持・確保**及び**検査体制の充実**
- ③ 子どものつながりと学習の保障にむけた**新しい学びのスタイルの実現**
- ④ **感染まん延防止と経済再生の両立を**、英知を結集し**市民と協働**して実現する
- ⑤ 感染拡大第2波到来時の**迅速な体制**及び**対応強化**

★徹底した外出自粛の要請

【特措法第45条第1項】

- **5月15日まで継続**
- 人との接触を8割まで減らす
- 5月16日からは次について呼びかけ
 - ・「人との接触機会の最小化」
 - ・「人と人との距離を確保」
 - ・「会話する際のマスク着用」
 - ・「換気の徹底」を呼びかけ

★県境をまたいだ移動の自粛要請

【特措法第45条第1項】

- **5月31日まで継続**
- 県境をまたいだ移動は基本的に行わない

★接待を伴う飲食店等に対する休業または催事の停止の要請

【特措法第24条第9項】

- **5月31日まで継続**
- 接待を伴う飲食店等はクラスター発生の恐れが極めて高いため、施設の休業または催事の停止を要請

★遊興施設等に対する感染防止策の徹底

【特措法第24条第9項】

- **5月7日より休業要請から感染防止策の徹底要請へ変更**
- 遊興施設等に対して、適切な感染防止策の徹底を要請

★食事提供施設に対する 営業時間の短縮等の要請の継続

【特措法第24条第9項】

- **5月15日**で営業時間の短縮等の要請は終了
- 感染防止策の徹底を要請

★観光宿泊施設等に対する 県外から人を呼び込まない 運営について検討を依頼

【特措法によらない】

- 5月15日にて休業検討協力は終了
- 感染防止策の徹底と、**県外から人を呼び込まない運営**についての検討協力を依頼
- 他県からの利用自粛呼びかけと、入館時に氏名・連絡先・入場時刻等の記入を依頼

★市有施設の休館

【特措法によらない】

- **5月31日**まで休館
- 地域コミュニティ活動再開のために**5月16日**から**地区公民館、図書館分館**などの一部利用可へ
- 市内の感染状況によっては休館へ

【参考】県有施設は5月15日まで休館

★イベント・行事の開催

【特措法によらない】

- **5月15日**まで中止・延期
- 5月16日からは**可能なものは延期**、参加者が特定できる市民向けのイベントで開催の必要性が高いものに限る。
- 参加者が**50名を超える**ような大規模なもの、屋内で行われる**感染リスクが高いものは実施しない。**

★外来・検査センターの開設

- **5月25日開設予定**
- 旧南信州・飯田産業センター内
工業技術センターに設置予定
- 検査のためには、かかりつけ医の**紹介状が必要**
(直接来場されても検査はできません。)

★小・中学校の休業

- **5月24日まで臨時休業**
(11日～24日まで、
1生徒1週間に3日以内の臨時登校)
- 5月25日からは未定

★主な支援策

- 新型コロナウイルス**拡大防止支援金・協力金**
【30万円】
- 特別定額給付金
【10万円】
- 事業継続支援緊急助成金(家賃相当額)
【上限8万円】

- **県外との往来自粛**の徹底
- 丁寧な**手洗い**の励行
- **飯田で買おう!**
いいだで食べよう!
地元で楽しもう!